

所得税の見直しについて

政府・与党は平成30年度税制改正で、所得税に関し給与所得控除および基礎控除の見直しを決定しました。（2020年以後の所得税について適用。）今回の税制改正大綱の目玉として、取り上げます。

具体的な見直し内容は以下の通りです。

個人所得課税の見直し

・給与所得控除等

（国税・地方税）

① 給与所得控除について、次の見直しを行う。

イ 控除額を一律10万円引き下げる。

ロ 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額を850万円、その上限額を195万円に引き下げる。

② 上記①の見直しの結果、給与所得控除額は次のとおりとなる。

給与等の収入金額	給与所得控除額
162.5万円以下	55万円
162.5万円超 180万円以下	その収入金額×40%－10万円
180万円超 360万円以下	その収入金額×30%＋8万円
360万円超 660万円以下	その収入金額×20%＋44万円
660万円超 850万円以下	その収入金額×10%＋110万円
850万円超	195万円

要は、サラリーマン等が受け取る給与等にかかる給与所得控除額を現行より10万円引き下げ、かつ、給与等が850万円を超える場合は上限額を195万円に引き下げるといことです。

一方で、所得税にかかる基礎控除額を、高額所得者を除き10万円引き上げています。

・基礎控除

（国税）

① 基礎控除について、次の見直しを行う。

イ 控除額を一律10万円引き上げる。

ロ 合計所得金額が2,400万円を超える個人についてはその合計所得金額に応じて控除額が逡減し、合計所得金額が2,500万円を超える個人については基礎控除の適用はできないこととする。

② 上記①の見直しの結果、基礎控除の額は次のとおりとなる。

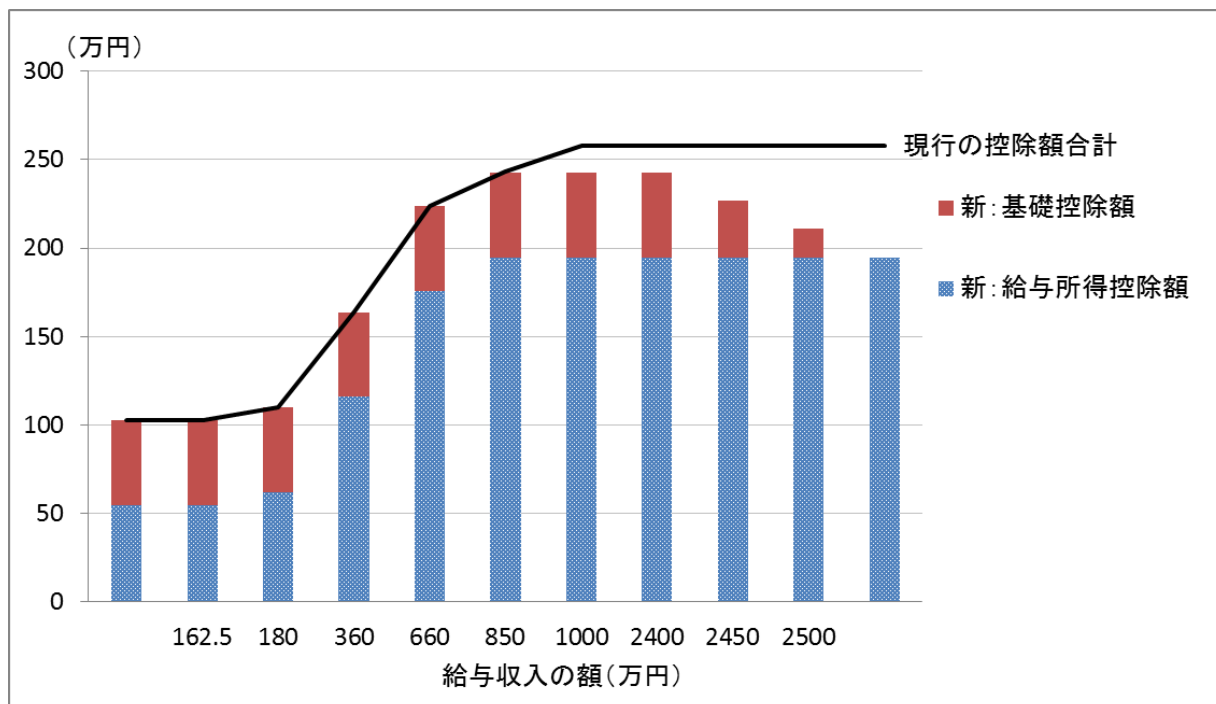
イ 合計所得金額が2,400万円以下である個人 48万円

ロ 合計所得金額が2,400万円を超え2,450万円以下である個人 32万円

ハ 合計所得金額が2,450万円を超え2,500万円以下である個人 16万円

2018年1月

この結果、現行と見直し後の給与所得控除と基礎控除の合計額を比較すると、以下のグラフのようになります。



グラフにおいて、現行の控除額合計（線グラフ）と見直し後の控除額合計（棒グラフ）の差額が、実際の控除額の減額幅となります。見直しの影響を給与水準別にまとめると、以下の通りです。

850万円以下：現行と変わらず。

850万円超 2,400万円以下：給与所得控除の減額のため増税

2,400万円超：給与所得控除および基礎控除の減額のため増税

この結果、例えば、年収900万円の方は今よりも年15,000円程度、950万円では年3万円程度、1,000万円では年45,000円程度増税になります。ただし、22歳以下の子どもがいる人や、重度の障害がある人と生計をともにしている人は増税にならないように調整します。

財務省によりますと、増税になるのは給与所得者のうち約230万人、率にして4%程度ということです。

※ 地方税の控除については、紙面上の都合により説明を一部割愛しております。ご了承ください。

一般社団法人全国経営診断士会

〒112-0004

東京都文京区後楽 2-2-17 NBD 三義ビル

TEL: 03-3812-8211 FAX: 03-3812-8213

mail@cbca.jp http://www.cbca.jp

お問い合わせ先